

# 障害児通所支援事業所等における 医療的ケア児等の受入に向けた ガイドライン



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和8年3月

埼玉県医療的ケア児等支援センター

## 【目次】

1	「医療的ケア児等」と「医療的ケア児等支援センターの役割」	…P. 3
(1)	医療的ケア児等	…P. 3
(2)	医療的ケア児等支援センターの役割	…P. 3
2	医療的ケア児等支援の関係機関	…P. 4
(1)	障害児通所支援事業所と障害福祉サービス事業所	…P. 4
(2)	家族・保護者	…P. 4
(3)	主治医	…P. 4
(4)	訪問看護事業所	…P. 4
(5)	嘱託医	…P. 4
(6)	医療的ケア児等コーディネーター	…P. 5
(7)	相談支援専門員	…P. 5
(8)	学校	…P. 5
(9)	医療的ケア児等支援センター・地域センター	…P. 5
3	事業所の在り方の検討	…P. 7
(1)	受入方針と従事者配置	…P. 7
(2)	従事者に関する環境整備	…P. 7
4	体制整備・環境整備	…P. 9
(1)	受入イメージを掴む	…P. 9
(2)	看護職員・医療的ケア実施者の確保	…P. 10
(3)	機能訓練担当職員・介護職員の確保	…P. 13
(4)	医療的ケア実施者・機能訓練担当職員・介護職員の相談体制の整備	…P. 13
(5)	事業所の設備整備	…P. 14
(6)	受入に関する書式整備	…P. 15
(7)	従事者のスキルアップ	…P. 15
(8)	危機管理	…P. 17
5	受入の動き	…P. 20
(1)	医療的ケア児等コーディネーター、医療的ケア児等支援センター・地域センターへ情報提供	…P. 20
(2)	事業所への訪問・見学の受入	…P. 20
(3)	保護者からの情報収集	…P. 20
(4)	主治医からの資料受領	…P. 21
(5)	医療的ケアの支援方法等の引継・確認	…P. 21
(6)	受入開始	…P. 21
(7)	処遇に変更があった際の再調整	…P. 22
(8)	保護者へのケア	…P. 22
6	埼玉県が実施する医療的ケア児等支援補助金事業（再掲）	…P. 24
7	各種様式	…P. 25

## 【はじめに】

- 平成28年の児童福祉法一部改正や令和3年の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医ケア児支援法」という。）の施行に伴い、医療的ケア児等を支援する制度が整備され、医療的ケア児等が病院ではなく在宅で生活し地域社会の一員になる可能性が広がるなど、医療的ケア児等及びその家族を取り巻く環境が変化しています。
- その一方で、医療的ケア児等が心身の状況等に合わせて活動できる場合は、いまだ十分に確保されているとは言えない状況です。医療的ケア児等の家族は24時間体制でケアに対応していることから、寝不足により心身が疲弊したり、就労を諦めたり、きょうだい児がいる家庭ではきょうだい児に関わる機会が減ったり、多様な不安を抱えています。
- そのため、医療的ケア児等とその家族が個々の状況等に応じた適切な支援を受けられる体制を整備し、また家族の休息時間の確保や離職を防止することが重要な課題となっています。
- 県では、医ケア児支援法に基づき、医療的ケア児等支援センターを運営し、県全体の医療的ケア児等への支援体制整備や医療的ケア児等の支援人材養成に取り組んでいます。
- このたび、その支援体制整備の一環として、障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受入を促進することを目的に、障害児通所支援事業所等が医療的ケア児等を受け入れるに当たって参考となる情報をまとめた本ガイドラインを策定しました。
- 本ガイドラインは、第一線で医療的ケア児等の支援に取り組まれている多くの事業所のうち一部を訪問し、支援に当たって意識していること、医療職だけでなく福祉職の重要性や緊急時の対応等を教えていただき、その情報を基に受入準備を進めるイメージができるようにまとめています。
- 新たに障害児通所支援事業所等の開設を準備している事業者や、今後医療的ケア児等の受入を検討する事業者はもちろんのこと、既に医療的ケア児等を受け入れている事業者においても、医療的ケア児等とその家族がそれぞれのライフステージに応じた適切な支援が受けられるように本ガイドラインを活用していただきたいと思います。

### ★保護者の期待

- ・多くの支援者がこどもと関わりながら支援してくれると「出来るようになった！」などと感じることが増えてこどもの成長発達をより実感することができて嬉しい！
- ・通える事業所が増えると、こどもを中心に支援の輪が広がり、地域で支える環境ができて心強い！

### 【本ガイドラインにおける用語】

- 障害児通所支援事業所・・・児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所、短期入所事業所
- 医療的ケア児等・・・医療的ケアが必要な重症心身障害児・者、医療的ケアが必要な障害児・者

令和8年3月

埼玉県福祉部障害者支援課

(医療的ケア児等支援センター)

## 1 「医療的ケア児等」と「医療的ケア児等支援センターの役割」

### (1) 医療的ケア児等

医療的ケア児支援法第二条において、「医療的ケア」とは「人工呼吸器による呼吸管理、喀（かく）痰（たん）吸引その他の医療行為」を指すこと、そして、「医療的ケア児」とは「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と規定されています。

また、「医療的ケア者」について法律上の規定はありませんが、一般的には医療的ケア児と同様に医療的ケアが必要な18歳以上の者を指します。

### (2) 医療的ケア児等支援センターの役割

同法の基本理念には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、（中略）個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない」こと、そして「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならない」ことが掲げられています。

また、医療的ケア児支援センターの役割として、同法第十四条第一項第一号に「医療的ケア児（中略）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う」こと、同項第二号に「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行う」こと、同項第三号に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行う」ことが定められています。

本県においては、これらの役割を果たすため、人材育成や県全域の体制整備を担う医療的ケア児等支援センター・県センターを運営するとともに、そのほか、専門的な相談に応じ、各地域の医療的ケア児等支援の体制を構築することができる4つの社会福祉法人に委託し、医療的ケア児等支援センター・地域センターを運営しています。

県センター、地域センター双方とも、関係機関や民間団体と協力しながら医療的ケア児等への支援が途切れることがないように、そしてより良い支援に繋がるよう県全体の医療的ケア児等支援体制の整備に取り組んでいます。

## 2 医療的ケア児等支援の関係機関

- 医療的ケア児等支援には、医療、保健、福祉、教育、労働の多分野に従事する、多職種の支援者が関わります。
- 医療的ケア児等を受け入れる事業所は、支援者が所属する各関係機関と協力していく必要がありますので、その主な関係機関を紹介します。

### (1) 障害児通所支援事業所と障害福祉サービス事業所

障害児通所支援事業所等では利用者の情報を把握し、受入体制や危機管理体制の整備を実施します。主治医が発行する医療的ケア指示書を基に個々人の状態像に合わせた1日の医療的ケアの内容、ケアの手順を示した医療的ケア実施手順書を作成し、看護職員確認の上、従事者と共有、実際にサービスを提供します。医療的ケアを実施しない従事者も、受入当日の体調の変化に気を配りながら、顔色や呼吸などに些細ではあっても変化があれば看護職員と共有するなど、職員全体で対応できるよう環境を整備します。

### (2) 家族・保護者

家族や保護者は医療的ケア児等の状態を熟知しています。障害児通所支援事業所等は、保護者から利用開始前や利用開始後の来所時・帰宅時等に医療的ケア児等の最近の身体状況や医療的ケアの内容等を聞き取るとともに事業所での様子を共有しましょう。

そのほか、事業所での受入や医療的ケアの実施に伴うリスクを伝え、事業所で対応できること・対応できないことを確実に伝えましょう。

### (3) 主治医

障害児通所支援事業所等における医療的ケア実施について医師から理解を得た上、事業所での実施体制や実施環境を説明し、医療的ケア実施者が適切に医療的ケアを行うために具体的な指示を受けましょう。指示を受けるに当たっては、基本的に保護者を通して、医療的ケア指示書の発行を受けますが、指示内容の詳細を確認したい場合など必要に応じて受診に同行して直接聞き取りを行いましょう。

### (4) 訪問看護ステーション

多くの医療的ケア児等が訪問看護を利用していることから、必要に応じて医療的ケアの内容や方法などの情報共有を図りましょう。また、訪問看護ステーションの看護職員は医療的ケア児等の御自宅に伺っているので、御家庭での生活の様子も把握しています。

### (5) 嘱託医

重症心身障害児者を対象とした障害児通所支援事業所等には、人員配置基準で嘱託医の配置が求められています。

医療的ケア児等へのケアの指示は基本的に主治医が対応しますので、嘱託医には、利用者全体の健康状態の把握や感染症対策への助言、そのほか医療に関する困りごと等を相談しましょう。

#### (6) 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等への支援は、医療、保健、福祉、教育、労働など多分野にまたがります。

医療的ケア児等コーディネーターは、各分野と相互に連携して、本人と家族を支援する「横のつながり」、ライフステージを通じて途切れることなく支援する「縦のつながり」を構築し、医療的ケア児等支援を総合調整する役割を持ち、市町村や相談支援事業所、訪問看護ステーション等に配置されています。

障害児通所支援事業所等は医療的ケア児等コーディネーターと連携し、そして地域の支援機関と繋がることで医療的ケア児等支援の輪に参画しましょう。

#### (7) 相談支援専門員

医療的ケア児等を担当している相談支援専門員との連携は必要不可欠です。医療的ケア児等とその家族の状況や生活歴、生活に対する意向などを踏まえて作成されたサービス等利用計画・障害児支援利用計画は事業所の個別支援計画の基になるものの一つです。

サービスの利用状況で気になることがあれば相談できる存在ですので、相談支援専門員が行うモニタリングやサービス担当者会議には積極的に協力しましょう。

#### (8) 学校

医療的ケア児や重症心身障害児の多くが通う特別支援学校では、その教育課程で当事者個々人が抱える生活上の困難さを改善・克服するための支援を実施しています。

また、近年では医療的ケア児や重症心身障害児を取り巻く環境の変化に伴い、特別支援学校ではなく地域の学校への進学を選択される方も増えています。

福祉と教育が連携し、お互いが持つ専門知識を共有するなど協力関係を築きましょう。

#### (9) 医療的ケア児等支援センター・地域センター

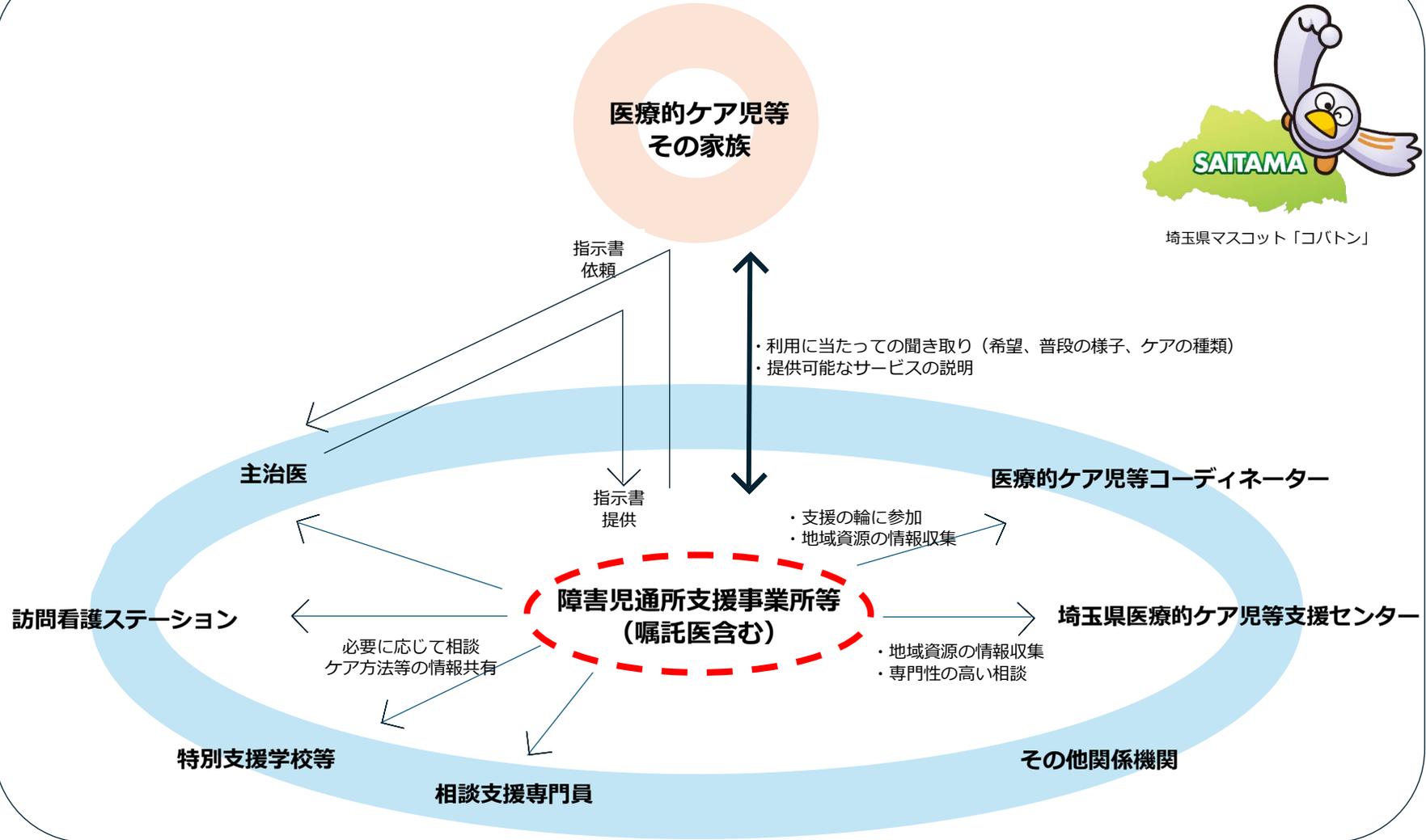
医療的ケア児等支援センター・地域センターは、医療的ケア児等に対する支援実績とノウハウを有する社会福祉法人に委託し、東部（地域センターともに）、西部（地域センターかけはし）、南部（地域センターカリヨン杜）、北部（地域センターたいよう）の4か所に設置しています。

地域センターでは、医療的ケア児等が利用できる地域資源の把握・情報提供のほか家族や市町村、医療的ケア児等コーディネーターからの専門性の高い相談にも対応していますので、医療的ケア児等の受入等で困りごとがあれば御相談ください。

# 主な関係機関の相関図



埼玉県マスコット「コバトン」



### 3 事業所の在り方の検討

- 医療的ケア児等の受入に向けて動き出しましょう。
- まず、事業所の受入方針を整え、また従事者にとって安心して働くことができる職場環境を作ることから始めましょう。

#### (1) 受入方針と従事者配置

どういった状態像の医療的ケア児等を受け入れるのかを整理しましょう。

医療的ケアのある重症心身障害児者を受け入れるのか、医療的ケアのある動ける障害児者を受け入れるのか、どのような医療的ケアなら対応できるのか、対象とする年齢は何歳から何歳までか、など各事業所での受入方針を定めましょう。

受け入れる対象者を定めた上で、それに応じた従事者を配置します。利用者の状態によって、医療的ケアを実施する看護職員や喀痰吸引等研修を受講した認定特定行為業務従事者（以下、「医療的ケア実施者」という。）を配置しなければなりません。他にも、重症心身障害児者など身体上の困難さを持つ利用者を受け入れる事業所においては機能訓練を実施する従事者など、事業所の特性に応じた職員の配置が必要になります。配置人員については、以下、県HPに指定の手引きを掲載しています。

【事業者の指定・届出手続き】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/index.html>

#### (2) 従事者に関する環境整備

医療的ケア実施者だけでなく従事者全員の不安感の軽減に努めましょう。

医療的ケア児等を受け入れるに当たっては、医療的ケア実施者だけでなく、障害福祉サービスの種別に応じて、生活を支える児童指導員や保育士、生活支援員、機能訓練担当職員の配置が求められます。

障害児通所支援事業所等に配置された従事者の中には、医療的ケア児等の支援自体が初めてで不安を感じる方もいるでしょう。事業所全体で受け入れる意識を持つため、医療的ケアに関する職場内での勉強会等を実施するなど医療的ケアを実施しない従事者にも医療的ケアの理解を得るとともに、不安を抱え込まないようにすぐに相談ができる環境を整えることが重要です。

#### ■訪問した事業所のコメント

看護職と協力しながら、医療分野ではない職員も医療的ケア児と一緒に工作に取り組んでいる。そうすることで、一人のこどもと接する視点を持つことができ、「医療的ケア」という言葉への抵抗感が和らいでいると感じている。

■訪問した事業所のコメント

保護者とのケア方法や職員体制に関する相談や決定する面談等のやり取りを、看護職員だけに任せ、実際に現場で事故があった際、そんなつもりは無くても、当時面談に対応した看護職員が責任を負わされてしまう可能性がある。だからこそ、保護者とケア方針等を相談する際は役職を持つ代表者・管理者が対応する。それが、職員が安心して働き続けることができる職場環境の構築に繋がる。

## 4 体制整備・環境整備

- 事業所の受入方針や従事者の相談体制を整えたら、次は具体的に医療的ケア児等の受入を準備しましょう。
- 先行して医療的ケア児等を受け入れている事業所を視察したり、事業所での医療的ケア実施環境を整えたり、緊急時への対応を検討したりと、一つひとつ課題をクリアしていきましょう。

### (1) 受入イメージを掴む

医療的ケア児等を受け入れるに当たって、実際に医療的ケア児等を受け入れている事業所に視察に行きましょう！

事業所での医療的ケアの実施方法や物品等の管理方法、施設と関係機関との連携等を見て学ぶことで支援のイメージに繋がります。同時に、医療的ケア実施者が不安を感じた際の相談先になるなど、従事者の「横のつながり」が生まれ、地域全体で医療的ケア児等を支援する体制が構築されます。

#### ✓チェック 令和8年度新規事業「医療的ケア児者等受入施設実施研修事業」

医療的ケア児者等の受入実績のある事業所を現地研修協力事業所として指定し、新規受入や受入拡大を検討している障害児通所支援事業所等に対し、実地で実務的な助言支援を行う事業を開始します。

本事業により、「視察者の受入」と「視察の申込み」がしやすい環境づくりを目指します！

#### ■訪問した事業所のコメント

- ・他県の事業所に数週間、住み込みのように視察させてもらった。
- ・プライベートな外出先でもあまり会うことのない医療的ケア児等の支援には、実際に受け入れている事業所で触れることで受け入れるイメージが湧く。

※視察時するときは次の事項を確認しましょう！

人員、設備、対応可能な医療的ケア、緊急時の対応、保護者との信頼関係構築の方法、視察事業所内の相談できる方の連絡先...etc

## (2) 看護職員・医療的ケア実施者の確保

### ア 医療的ケア実施者（看護職員）の確保

医療的ケア児等を受け入れるに当たっては、看護職員の配置が不可欠です。配置方法は事業所で直接雇用し配置する方法（常勤や非常勤含む）と関連事業所等から派遣する方法があります。

事業所内に看護職員を確保できない場合は、地域の訪問看護事業所の看護職員と連携するなど実施体制を確保してください。

#### ■これって医療行為？その1

厚生労働省医政局において、介護現場で行われる行為のうち、医療行為に該当するか否かに関する通知が発出されていますので、各事業所での支援の参考にしてください。

- 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）

（医政発第0726005号平成17年7月26日）

- 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）

（医政発1201第4号令和4年12月1日）

- 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その3）

（医政発1226第12号令和7年12月26日）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/gensoku\\_ikoui.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/gensoku_ikoui.html)



コバトン

#### ■これって医療行為？その2

日本小児医療保健協議会 重症心身障害児（者）・在宅医療委員会において、「学校における医療行為の判断、解釈についてのQ&A」（日本小児科学会雑誌 第124巻第6号）が掲載されています。ここでは、医療行為の制限の根拠や胃ろうの抜去時の看護師対応が違法適法なのか...等々掲載されておりますので参考にしてください。

[https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20200701\\_sho124\\_6\\_P1054-1060.pdf](https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20200701_sho124_6_P1054-1060.pdf)

### イ 医療的ケア実施者（介護職）の確保と喀痰吸引等研修補助

また、医療的ケア児等の状態像によっては、看護職員ではなく、一定の要件を満たした保育士、児童指導員や生活支援員など介護職員が喀痰吸引等を実施することが可能です。

その要件は、介護職員本人が喀痰吸引等研修を受講した上、「認定特定行為業務従事者」として都道府県知事の登録を受けるとともに、喀痰吸引等を実施する認定特定行為業務従事者が所属する事業所が登録特定行為事業者として都道府県知事の登録を受けることです。

### ■喀痰吸引等って？

原則、医療行為は医師や看護職員が行うこととされていますが、以下に掲載する5つの医療行為（喀痰吸引等）は一定の要件を満たせば、児童指導員や生活支援員などの介護職員も実施できます。

- ・喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろう／腸ろう、経鼻経管栄養）

### ■認定特定行為業務従事者って？

喀痰吸引等は一定の要件を満たせば介護職員でも実施することが可能です。実施に当たっては、事前に、喀痰吸引等研修を受講し、当研修修了証をもとに都道府県知事から“認定特定行為業務従事者”として認定を受ける必要があります。

登録に係る申請書や必要書類は、県障害者支援課等のHPに掲載していますので、事業所で看護師以外が医療的ケアを実施する場合は確認をお願いいたします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/tyuukanki/tan-jigyoushatouroku.html>

※3号研修による認定特定行為業務従事者の登録→県障害者支援課

※1号研修／2号研修による認定特定行為業務従事者の登録→県高齢者福祉課



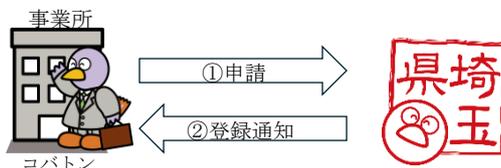
### ■登録特定行為事業者って？

介護職員が喀痰吸引等を実施する場合に“認定特定行為業務従事者”として認定を受ける必要があることを紹介しました。

**前述の登録は介護職員本人の登録**ですが、別途、**事業所の登録も必要**になります。それが、“登録特定行為事業者”の登録です。介護職員が喀痰吸引等を実施する事業所は登録をお願いいたします。

登録に係る申請書や必要書類は、県障害者支援課等のHPに掲載していますので看護職員以外が医療的ケアを実施する事業所は確認をお願いいたします。

※ここでいう介護職員は、「看護師等の資格を有しているが、事業所においては児童指導員として配置している」場合も含まれます。（厚生労働省 確認済）



例えば、

- 看護師等の有資格者が事業所に“看護職員”として配置され、当看護職員のみが喀痰吸引等を実施する場合→登録特定行為事業者の登録が不要
- 看護師等の有資格者が事業所に“児童指導員”として配置され、当該児童指導員が喀痰吸引等を実施する場合 →登録特定行為事業者の登録が必要

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/tyuukanki/tan-jigyoushatouroku.html>

なお、介護職員が喀痰吸引等を実施するに当たり受講する喀痰吸引等研修に係る費用を支出した事業者に対し、県が補助金を交付しています。要件が該当すれば補助対象となりますので、積極的に御活用ください。

✓チェック 埼玉県医療的ケア児等支援従事者養成研修補助金

喀痰吸引等を必要とする在宅の医療的ケア児者を当該年度又は翌年度に新たに受け入れる又は受け入れる予定がある障害児通所支援事業所及び生活介護事業所従事者の医療的ケア技術向上を図るため、喀痰吸引等研修に要する一部費用を補助金として交付します。

### (3) 機能訓練担当職員・介護職員の確保

「医療的ケア」と聞くと、看護職員が実施する医療面のケアがまず思い浮かぶと思います。もちろん、医療的ケア児等が安全・安心に生活する上で医療面の支援を欠かすことはできません。

ですが、それだけではなく、特に重症心身障害児者が抱える身体の硬直など身体上の困難さに対する生活面のケアも同じように欠かすことはできません。

ほかにも、日々の支援の中で、遊びなどを通して積極的にコミュニケーションを取り支援する保育士等も、医療的ケア児等の成長発達に欠かすことはできません。

医療的ケア児等の座り方や身体のほぐし方、医療的ケア児等とのコミュニケーションの取り方など**介護職員それぞれがもつ専門性を活用**し、看護職員とも共有しながら、**医療面と生活面の両面**からより良い支援を提供しましょう。

#### ■訪問した事業所のコメント

機能訓練担当職員が、呼吸が不安定な子の姿勢を変えたところ、呼吸が安定して事業所で日常を過ごすことができている。医療的ケア児等へのより良い支援は、医療的ケアを提供することだけではない。

#### ■訪問した事業所のコメント

積極的に医療的ケア児等に関わることで、医療的ケア児等と外出した時、「手をマッサージすると喜ぶんです」「体調が良ければショートムービーを見て帰って来れるんです」と地域の人に発信することができる。それが生活の場の広がりにつながる。医療的ケア児等が進む選択肢を広げることも事業所の役割だと思って支援している。

#### ■訪問した事業所のコメント

こどもと熱心に関わろうとする職員ほど「自分の関わり方が間違っているのか？」と医療的ケアが必要な重症心身障害児者とのコミュニケーションで悩み躓く。でも諦めずに接していると、目の動き、口角の上がり方など小さな変化を読み取り、気づくと会話している。「こども達と話したい。わかってあげたい」という想いの力を日々感じている。こども達とのコミュニケーションに正解はない。とにかく、こども達との時間を楽しむことを職員に伝えている。



コバトン

### (4) 医療的ケア実施者・機能訓練担当職員・介護職員の相談体制の整備

障害児通所支援事業所等において医療的ケアを実施する看護職員は、必ずしも豊富な小児看護経験があるとは限りません。また、長らく病棟勤務から離れている場合もあれば、病棟で小児看護経験があったとしてもすぐに医療的ケア児等支援に対応できない場合があります。

日々の医療的ケアを実施する中で、判断に迷う事案が出た時に適切に対処ができるよう、管理者などに随時相談ができる関係性を保ち、お互いを助け合いながら支援できる体制を構築しましょう。

また、前述の喀痰吸引等研修を受講し、県の認定を受けた認定特定行為業務従事者は看護職員との連携の下、喀痰吸引等を実施することとされておりますので、認定特定行為業務従事者が不安を抱え込まないように管理者や看護職員と情報共有ができる体制を整備してください。

日々の支援中に感じた疑問を都度相談することが何より重要ですが、業務多忙等が原因で、相談しづらい、聞きづらい状況があるでしょう。都度相談した際に解決した疑問の共有や「あの時聞けなかった疑問」を解決するためにも、後述の「4（8）危機管理」で紹介する、事業所内での検討委員会などの会議を設けて定期的を開催し、事業所内で相談、共有する環境を意識的に準備してください。

#### (5) 事業所の設備整備

医療的ケア児等を受け入れるに当たっては、喀痰吸引器や座位保持椅子、プライバシー保護のための間仕切りなどが必要になる場合があります。受け入れる医療的ケア児等の状態に応じて、使用する設備・備品を整えましょう。

##### ✓チェック 埼玉県医療的ケア児者受入設備整備事業補助金

障害児通所支援事業所等において、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れるために必要なベッドの設置や間仕切り等の費用について市町村を通じ補助金を交付します。

※当補助金は市町村を経由して交付するスキームになっていることから、当事業の実施の有無を市町村に確認してください。

##### ■訪問した事業所のコメント

- ・送迎時に保護者から抱っこで預かった。事業所に着いてお散歩に行こうと思ったらバギーが無いことに気がついた。バギーは事業所で1つ用意してもいいと思う。
- ・利用者の成長に伴い使用しなくなった備品を保護者から譲ってもらった。



## (6) 受入に関する書式整備

保護者との面談時に医療的ケア児等の情報を聞き取るアセスメント票や医療的ケアに関する医師の指示書、医療的ケア実施手順書・医療的ケアマニュアルなど、医療的ケア児等を受け入れるに当たっては様々な書式が必要です。

**本ガイドラインの巻末に、必要になる書式のうち一部のひな形を掲載しました。**

医療的ケア児等の状態像は一人ひとり異なりますので、本ガイドラインに掲載する書式は参考様式として捉えていただき、各利用者の状態像に合致するよう加工するとともに、各事業所において他に必要になる書式を整備してください。

### ✓チェック 巻末に掲載した医療的ケア指示書

本ガイドラインの巻末に掲載した医療的ケア指示書は、埼玉医科大学総合医療センター小児科 埼玉県小児在宅医療支援研究会に所属する医師、看護師に監修していただいた様式です。

指示書を記載する病院側の医師の視点、施設側で受け入れる医師の視点の双方から御検討いただいたものですので、御活用ください。

※県内の事業所で使用する医療的ケア指示書を統一する趣旨で掲載したものではありません。これから新たに医療的ケアが必要な方の受入を検討している事業所が指示書作成で躓かないようにお示しするものです。各事業所で用意している既存の様式がある場合は、今後もそちらを御使用ください。

※当該参考様式は、各医療的ケアに関し想定される指示内容を掲載しています。

「参考様式とおりの項目・内容を全て書かなくても、医療的ケアの指示として十分足りる」という場合も想定されることから、事業所で必要な情報を取捨選択していただき、また主治医の意向等も踏まえ、御活用ください。

## (7) 従事者のスキルアップ

医療的ケア児等への支援を充実させるためには、医療的ケア実施者だけでなく、児童指導員や生活支援員を含む介護職員のスキルアップも必要です。

医療的ケア児等の成長発達には、極めて近い関係にある家族だけではなく、医療的ケア児等同士、または支援者などとの生活の中で生まれる関係性が重要な役割を果たします。個々の医療的ケア児等の特性に配慮した上で、お互いに良い刺激を享受できるように多様な支援方法を学びましょう。

医療機関で実施している研修、県で実施している研修や県の研修講師がそれぞれの所属団体で実施している研修などに従事者が積極的に参加するよう促し、スキルアップに努めましょう。

### ア コミュニケーションスキル

医療的な知識を向上させることはもちろん大切です。他方で、特に医療的ケアを必要とする重症心身障害児等とのコミュニケーション方法を学ぶことも欠かすことはで

きません。

医療的ケア児等の中には、思ったことを上手に人に伝えることができない方や感情の表出方法に困難を抱える方がいらっしゃいます。当事者が持っている“興味があること”、“喜びを感じること”や“苦手なこと”を知り、日々実施している支援に活用しましょう。

#### ■ある保護者のコメント

こどもを通所させることができる事業所はあるけど、預けたら「放ったらかし」だったことが…。もっとこどもと関わりながら支援をしてほしい。

#### ■訪問した事業所のコメント

- ・特別支援学校の教諭から重症心身障害児、医療的ケア児との関わり方を学びたい。
- ・“学校で見せる顔”と“事業所で見せる顔”が違うため、支援充実のために見学に行きたい。

#### ✓チェック

特別支援学校では、在学する児童生徒に対し、学習上・生活上の困難を改善・克服することを目的とする自立活動の学習に取り組んでいます。

また、特別支援学校では、事業所の求めに応じて、特別支援学校の教員が医療的ケア児等が通う障害児通所支援事業所、保育所、学校等を訪問して研修を実施することや、支援者が特別支援学校を訪問し利用者の学校での過ごし方を知る機会を提供しています。

こうした仕組みを活用することで、障害児通所支援事業所では見せない利用者の顔を知るとともに、**日常生活の指導、作業学習や遊びの指導といった専門的な支援方法について学ぶことができます。**

そのため、事業所での支援を充実する観点からも、対象児が通う特別支援学校へ積極的に相談するなど、連携を深めましょう。



コバトン

### イ 医療的ケア支援に関する研修

県では、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的として「医療的ケア児等支援従事者養成研修」を実施しています。本研修は、医療的ケア児等の家族や医師、看護職員など多職種の講義で構成されていますので、ぜひ積極的に受講してください。

### ウ 医療知識の向上

埼玉県小児在宅医療支援研究会が、小児経験豊富な医師やリハビリなどの専門職を講師に招いて研修会を実施しています。

当研究会のホームページや医療的ケア児等支援センターのホームページにも掲載しておりますので、随時チェックの上、積極的に参加して医療的ケア児等支援に関す

る知識向上に努めましょう。

そのほか、製薬会社や医療機器メーカーにおいて、様々な研修を実施しています。また、利用者が使用している人工呼吸器など医療機器メーカーに問い合わせると、その機器の扱い方を指導してくれる場合があります。

#### ■訪問した事業所のコメント

- ・医療技術は日進月歩。利用者が身につけている医療機器を初めて見た、ということにならないよう、日々、製薬会社の研修を受講するなど知識向上に努力している。
- ・医療機器メーカーに事業所を訪問してもらい、機器の説明を受けている。

### (8) 危機管理

医療的ケア児等の受入は、他の障害児者のそれと比べ、体調急変時の対応や災害時等の避難に当たって留意すべき事項が多いことが想定されます。

支援中に感じたヒヤリ・ハット（※）の共有、こども一人ひとりの特性の理解、従事者の役割など様々な要素を考慮し、安全・安心な生活への取組、準備を進めることが重要です。

例えば、事業所内で体調急変があった場合と送迎など移動中に体調急変があった場合では対応できる職員数が異なります。管理者や看護職員が不在の現場で、誰が救急要請するのか、誰が応急処置するのか、誰が保護者に連絡するのか、それらをどの順序で進めるのかなど、起こり得る場所やケースによって検討・整理する内容は多様です。

災害時等の避難においても同様です。どこに避難するのか、どのように利用者を案内すれば円滑に避難できるのか、急いで避難する際に転倒の危険性やバギーが通る動線に危険な個所があるかなどあらかじめ確認しておくことが重要です。

事業所内での支援中や事業所外での活動中、送迎中などに起こり得る事故を従事者全員で洗い出し、それぞれの従事者が冷静に役割を果たせるよう常に対応方法を検討してください。

事業所内・法人内で、「安全委員会」（名称は自由）などの会議を設けて定期的に開催し、支援中に感じたヒヤリ・ハットや事故への対応方法を共有する場を意識的に準備することが重要です。

※ヒヤリ・ハットは、「転倒しそうだった」「情報の把握漏れになりそうだった」など事故にはならなかったものの事故につながる可能性があった事案も共有しましょう。

#### ア 体調急変時の備え

救急要請の判断の遅れは、重大な事故につながる可能性があります。

既往歴や疾患名、内服薬、救急対応の目安、保護者の緊急連絡先とかかりつけ病院や主治医の連絡先などを、保護者や主治医と相談の上、文書で記録しておきましょう。

また、個人情報の管理に注意しながら、事業所内のわかりやすい位置に置いておく

ことや送迎時に携帯し、いつでも救急対応が取れるよう心掛けてください。

■気管カニューレが事故抜去した時ってどうすれば？

気管カニューレが事故抜去し、生命が危険な状態等のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合で、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合に、看護師等において臨時応急の手当として気管カニューレの再挿入を可能とする文書が厚生労働省医政局看護課長から発出されています。

○気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について

(公益社団法人日本小児科学会ほか 平成30年2月28日)

◎気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について (回答)

(厚生労働省医政局看護課長 医政看初0316第1号 平成30年3月16日)

■訪問した事業所のコメント

救急搬送に備えて、保護者同意の上、消防署に「救急搬送に関する情報提供書」を提供している。身長体重、既往歴、内服薬、緊急連絡先、かかりつけ病院等の情報をあらかじめ救急搬送に対応する関係機関に共有し、万が一の対応に備えている。

■訪問した事業所のコメント

実際に救急搬送になりそうだった事案があった。勤務年月が長い職員が救急要請の電話をしたが、気が動転して事業所の住所を伝えることができなかった。それ以来、事業所の複数箇所に救急要請で伝えるべき内容（事業所名、住所、目印になる建造物…）を記載したファイルを用意し「読み上げれば情報を伝えられる」状態にしている。

■県センターと関わりのある医師のコメント

急変した場合の対応が遅れば、命に関わる事態となる可能性がある。緊急的な措置の指示は救急要請の電話で受けることができるため、直ちに救急要請することを事業所職員に徹底すること。

イ 災害等発生時の備え

受入中に災害が発災した場合に備えて、平常時から準備しましょう。

医療的ケア児等が使用する薬剤や非常食・栄養剤を備蓄するほか、人工呼吸器やたん吸引器を充電する発電機やバッテリーなどの電源も確保してください。

また、交通途絶によって送迎できない、保護者も迎えに来られない事態が想定されます。普段受け入れている時間帯を超えた夜間に医療的ケアが求められることを念頭に夜間帯のケアの手順などを保護者から聴取することを検討してください。

■訪問した事業所のコメント

帰宅困難時に備えて、夜間帯の医療的ケアの実施手順を保護者から聴取すること、必要な消耗品等を余分に持参してもらっている。

### ✓チェック 「医療的ケア児者の個別避難計画作成の手引き」策定

医療的ケア児等を含む災害時に避難行動を支援する必要がある方が「どこに避難するか」「誰が支援しながら避難するか」等を記載した個別避難計画の策定が災害対策基本法で市町村の努力義務とされています。

現状、市町村での医療的ケア児等に対する個別避難計画の策定が浸透しているとは言えません。そのため、個別避難計画の策定を後押しするために、県センターにおいて「医療的ケア児者の個別避難計画作成の手引き」を作成しました。

個別避難計画の策定には、市町村の福祉、医療、災害対策などを担当する課だけでなく、地域で医療的ケア児等を支援する機関が関わるのが重要です。ぜひ、個別避難計画の策定に協力いただくとともに、事業所で実施する災害対策への準備、避難訓練の実施に役立ててください。



コバトン

## 5 受入の動き

- 受入準備が整ったら、事業所の情報を医療的ケア児等コーディネーターに提供したり、事業所の利用を希望している医療的ケア児等と保護者からの情報収集、主治医との連携等に取り組みましょう。
- 医療的ケアは個別性が高いため、保護者及び主治医と緊密に意思疎通し、伝達漏れがないように対応しましょう。

### (1) 医療的ケア児等コーディネーター、医療的ケア児等支援センター・地域センターへ情報提供

医療的ケア児等コーディネーターは、退院や就学、成人期移行など様々なライフステージに応じて、医療的ケア児等が地域で安心して暮らせるよう利用できる資源の開発や情報を収集しています。受入方針や体制整備が完了し実際に受け入れる準備が整ったら、医療的ケア児等コーディネーターや地域センターに事業所の情報を伝えてください。各市町村が配置する医療的ケア児等コーディネーターの一覧を県HPに掲載していますので、事業所のチラシや受入可能な旨の情報を提供しましょう。

### (2) 事業所への訪問・見学の受入

医療的ケア児等コーディネーターや相談支援事業所は、各関係者に情報を提供する前に事業所の受入体制を確認するため見学を希望する場合があります。また、その際に通所先を探している医療的ケア児等の保護者が同伴することもあります。ほかにも、医療的ケア児等の保護者が直接見学の申込をすることも少なくありません。

保護者が求める支援や生活を丁寧に聞き取り、事業所の人員配置や設備状況などを説明し、安心して預けられると保護者から理解を得られるように丁寧に対応しましょう。

#### ■訪問した事業所のコメント

保護者はこどもの状態を熟知しているため、面談時に従事者の対応（医療的な知識を含む）に不満や不安を感じた場合、信頼関係の構築が難しくなる場合がある。だからこそ、丁寧に対応することはもちろん、医療知識の向上に努力している。

### (3) 保護者からの情報収集

医療的ケア児等の状態を一番把握している保護者や、保護者と関係機関をつなぐ相談支援専門員から医療的ケア児等の状態像を聞き取りましょう。

※聞き取る内容の例

疾患の概要、これまでの病態の経過、禁忌事項、主治医の連絡先、普段の様子、姿勢、意思表示の方法、緊急時の対応...etc

#### (4) 主治医からの資料受領

##### ア 医療的ケア指示書

障害児通所支援事業所等において医療的ケア実施者が医療的ケアを行うために必要になりますので、保護者を通して主治医から医療的ケア指示書の発行を受け、具体的な指示を受けてください。指示内容を受けて、医療的ケア児等一人ひとりに応じた医療的ケア実施手順書を作成しますが、作成する中で生じた疑問や詳細な医療的ケア内容を知りたい場合など必要に応じて、主治医の受診に従事者が同行して聞き取りを行いましょう。医療的ケア実施手順書を作成したら、主治医に不備等が無いことを確認することも検討しましょう。

なお、事業所で得たい内容を的確に把握するため、医療的ケア指示書の書式は事業所で定めましょう。

また、気管カニューレの抜去など緊急事態への対応のため、医療的ケア指示書への記載を求めたり、主治医診療に同行し疑問点を解消しましょう。

##### ■当センターと関わりがある医師のコメント

事業所従事者が主治医の診療に同席することは、主治医が事業所での過ごし方や環境を知る機会でもあるので、情報共有を図ることは良いことだと思う。



##### イ 診療情報提供書

看護職員は医療的ケアを実施する手順書の作成や日々の支援に、医療的ケア児等の病態や受けた手術など過去の情報を活用しています。病態の正確な把握、より良い支援のために、診療情報提供書の発行を保護者に依頼してください。

#### (5) 医療的ケアの支援方法等の引継・確認

医療的ケア児等の支援は非常に個別性が高いことから、喀痰吸引のチューブを挿入する角度や挿入する際の顔の角度、姿勢等を保護者から引き継ぎます。保護者からの引継ぎや、主治医の指示書でも不確かな部分は保護者に再度確認するとともに、他にも医療的ケア児等が利用している訪問看護ステーションの自宅訪問時に見学させてもらうなど工夫しましょう。

#### (6) 受入開始

医療的ケアを実施する従事者の確保や情報収集、医療的ケア実施手順書等が整ったら、実際に医療的ケア児等の受入を開始しましょう。

医療的ケア児等の受入の前に保護者から医療的ケアの手順、体調が変化した際の対応等についてヒアリングを実施しますが、保護者は事業所でどのように医療的ケアがされるのか、伝え忘れたことがないかなど不安を抱えています。安心して預けることができる

と保護者が感じることができるよう、保護者に付き添いを依頼し、医療的ケアの方法等を確認していただく期間を設けることを検討してください。

また、医療的ケア児等の状態は日々変化します。医療的ケア実施者だけではなく、事業所全体で保護者と密な連携を取り、利用者の様子を把握・共有しながら適切に対応しましょう。

例えば、酸素飽和度で体調が良くない兆候が確認できたら保護者に連絡し、早退の可否や対応方法を確認しましょう。ほかにも、送迎時や通所時にその日の医療的ケア児等の状態を記録した連絡帳を取り交わす、また、実施した医療的ケアを医療的ケア実施記録表に記載し、帰宅時に保護者に伝達するなど情報共有を図ります。

併せて、利用者・保護者と共有した情報は、事業所での朝礼、利用者との“朝の会”やケース会議などを利用し、従事者同士で共有する時間を設けましょう。

#### ■訪問した事業所のコメント

利用開始前の面談時に保護者から「ケアは吸引と注入と浣腸です。」などケアの内容を口頭で引き継ぐ。だが、実際に支援する際に必要な「顔を右に向けると喉に引っかかることがあるので左向きで」というような注意事項は共有できない場合がある。保護者も色々な情報を事業所に伝える中で伝えきれない情報もあるため、どんなにケアが少ない方であっても、最低でも最初の1回は保護者に付き添いをお願いしている。

### (7) 処遇に変更があった際の再調整

医療的ケア児等はその病状によって、医療的ケアが追加で必要になったり、不要になったりする場合があります。

そのため、保護者と密に情報共有をしながら、医療的ケアに変更があった場合には医療的ケア指示書の再発行を依頼し、指示書等に基づいて、事業所での支援方法を再度調整しましょう。

### (8) 保護者へのケア

医療的ケア児等の保護者は、こどもから離れることや事業所での生活、将来の見通し等に不安を感じています。

日々の支援の前後に、医療的ケア児等の状態を丁寧に聞き取りましょう。また、今日の出来事や支援した結果できるようになったことを、写真なども使いながら伝えましょう。

**保護者の不安や緊張をケアすることも、医療的ケア児等支援の一つであることを認識しましょう。**それが、事業所と保護者との信頼関係構築に繋がります。

#### ■訪問した事業所のコメント

保護者分離の一環で、保護者の気が済むまで事業所での支援を見学してもらった場合もある。従事者とのコミュニケーションが増え、安心して預けられる事業所になるとともに、事業所が保護者の居場所になっているケースもある。

■訪問した事業所のコメント

子の病気を受け入れられない保護者も一定数いる。“病気”という言葉が多用すると、精神的に追い詰めてしまうし、家から出て来なくなって事業所に来なくなってしまふ。その一方で、子の状態はしっかり理解してもらわないといけないので、言葉遣いには気を付けながら接している。

■訪問した事業所のコメント

送迎時に、吸引回数や便の状態などのケア内容を伝えることも重要。だが、その日支援して「こんなことしたんです!」「この色が好きみたいです!」というような内容を伝えると保護者は凄く喜ぶ。そうやって医療的ケア児等に関わって支援してくれているという安心感が、保護者との信頼関係に繋がると感じている。

## 6 埼玉県が実施する医療的ケア児等支援補助金事業(再掲)

- 本ガイドライン中に紹介した、埼玉県における医療的ケア児等を受け入れる事業所への補助金等を再掲します。(令和8年4月現在)
- 補助金交付要綱を確認し、積極的に御活用くださるようお願いいたします。

### (1) 埼玉県医療的ケア児者等受入施設実地研修事業(令和8年度新規事業)

医療的ケア児者等の受入実績のある事業所を実地研修協力事業所として指定し、新規受入や受入拡大を検討している障害児通所支援事業所等に対し、実地で実務的な助言支援を行う事業を開始します。

### (2) 埼玉県医療的ケア児者受入設備整備事業

障害児通所支援事業所等において、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れるために必要なベッドの設置や間仕切り等の費用に対する補助金を市町村を通じて交付します。  
 ※当補助金は医療的ケア児者がお住いの市町村を経由して交付するスキームになっていることから、当事業の実施の有無をお住いの市町村に確認してください。

補助対象事業所	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、生活介護事業所
補助対象設備等	たん吸引器、座位保持装置、医療的ケアに必要な間仕切り、介護機器(介護ベッド、マットレス)など医療的ケアに必要な備品等(消耗品を除く)
補助額	1人当たり200,000円 ※年度に限らず、1事業所2人分までの補助額を上限とする。

### (3) 埼玉県医療的ケア児者支援従事者養成研修事業

痰吸引等を必要とする在宅の医療的ケア児者を当該年度又は翌年度に新たに受け入れる又は受け入れる予定がある障害児通所支援事業所等の従事者の医療的ケア技術向上を図るため、喀痰吸引等研修に要する一部費用を補助金として交付します。

補助対象事業所	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、生活介護事業所
補助対象経費	喀痰吸引等研修の受講料
補助額	職員1人当たり50,000円

## 7 各種様式

(様式1) 基本情報・アセスメントシート

(様式2) 医療的ケア指示書

- ・人工呼吸器の管理（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）
  - ・気管切開の管理
  - ・鼻咽頭エアウェイの管理
  - ・酸素療法
  - ・吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）
  - ・ネブライザーの管理
  - ・経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻）
  - ・中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）
  - ・皮下注射
  - ・血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）
  - ・導尿
  - ・排便管理
  - ・痙攣時の座薬挿入等
- (参考資料) けいれん、意識混濁時のフローチャート（一般社団法人 日本小児神経学会 医療安全委員会 掲載）
- ・(参考) 【縮小版】 ある施設で使用されている様式の一般化バージョン

監修：埼玉医科大学総合医療センター小児科 埼玉県小児在宅医療支援研究会

(様式3) 介護職員等喀痰吸引等指示書

(様式4) 医療的ケア実施手順書・医療的ケアマニュアル

(様式5) 医療的ケア実施同意書

(様式6) 緊急時における気管カニューレ・エアウェイの再挿入に係る申請書及び同意書

(様式7) 医療的ケア実施記録カード

(様式8) ヒヤリハット記録表・報告書

(様式9) 緊急時対応シート（保護者同意）& 救急搬送に係る情報提供書（消防署届け出用）

